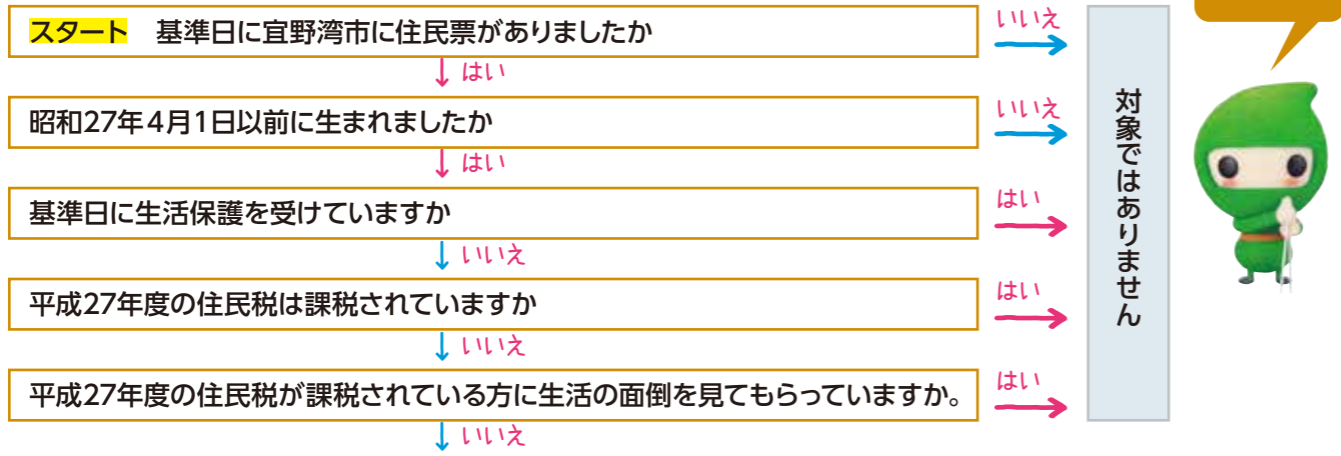


低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金 申請受付開始しています！

支給対象者 **平成27年度簡素な給付措置の対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる者**
 ※基準日(平成27年1月1日)において住民票が宜野湾市にある方で、平成27年度の住民税が課税されていない方。
 ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、どなたかの扶養となっている場合)や生活保護等の受給者である場合などは対象となりません。

対象者診断チャート▽(基準日は平成27年1月1日)



給付金の支給対象者となる可能性があります (1人につき3万円、1回限り)
 対象と思われる方には、4月上旬に税のお知らせとともに、市から申請書等を郵送しています。
 (注1)ご自分是对象と思われる方で、4月中旬に届かない場合は、市までお問い合わせください。
 (注2)申請書が届いても、給付金の対象とならない場合があります。

申請期間
 4月11日(月)～7月11日(月)
受付窓口：2階大ホール

問合せ：福祉総務課 臨時福祉給付金担当 内線371・374・375・376

伊利原老人福祉センターが開所しました！

市内2カ所目となる伊利原老人福祉センターが、4月1日(金)、伊利原市宮住宅敷地内にオープンしました。伊利原老人福祉センターには、赤道老人福祉センター同様、浴場や機能回復訓練室などを備えており、生活や健康に関する相談、教養講座などを実施し、宜野湾市在住の60歳以上の方であればどちらのセンターも利用することができます。また、4月より指定管理者(医療法人アガベ会)による運営がスタートしています。

【赤道老人福祉センター・伊利原老人福祉センターの利用について】
 利用時間 平日 9:00～21:00 土日祝祭日 9:00～17:00
 休館日 12月29日～1月3日、慰霊の日
 *平日17:00～21:00、土日祝祭日は利用許可を受けた方または利用許可を受けたサークル団体が利用できます。

【市内在住の60歳以上の方が利用できるサービス】
 ■機能回復訓練室
 利用時間：平日午前9時～午後5時。マッサージチェアや電位治療器、エアロバイク等を備えています。
 ■お風呂 毎週月・木 10:00～16:00(赤道) 10:00～15:00(伊利原) 入浴料 1回につき100円
 *タオルやシャンプー、石鹸等は各自で持参してください。
 ■健康相談 (赤道)毎月第1月・第3木曜日13:30～15:30 (伊利原)毎月第2水曜日13:30～15:30
 ■講座 講座の募集につきましては、内容が決定次第、市報にてお知らせします。
 ■サークルの登録 伊利原老人福祉センターの新規サークル登録は5月より受付し、後日ご連絡します。ただし、下記の登録基準・運営基準を満たすものとします



<サークル登録基準(一部抜粋)>
 ・60歳以上の市内在住者で構成し、10名以上であること。 ・センター内に私物、または不要物等を放置しないこと。 ・活動規約を定め、組織および経理が確立し、会務が正確に行われること。
 <サークル登録の運営基準(一部抜粋)>
 ・団体登録の有効期間は登録年度内とし、次年度継続して利用希望する団体は決められた期日までに関係書類を添付し、申請すること。
 ・会費は市の要綱に沿った金額の範囲内とし、サークルを指導する講師はボランティアを基本とするが、謝礼金を支払う場合は、要綱の基準に準ずること。

問合せ：赤道老人福祉センター ☎893-6400 伊利原老人福祉センター ☎890-7131

児童家庭課の手当、助成事業などのご案内

児童手当(内線283) 対象：中学校終了まで
 中学校修了前までの児童を養育する方に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。住所異動や新たな出生などがあつた場合は15日以内に届出が必要です。
 ※届出が遅れた場合、手当額が少なくなることがあります。 ※公務員の方は勤務先で申請してください。

手当月額
 中学生10,000円 3歳～小学生10,000円(第3子以降は15,000円) 3歳未満 15,000円
 所得額が一定以上の方 5,000円

児童扶養手当(内線263) 対象：18歳になった最初の3月まで(一定の障害がある場合は20歳の誕生日まで)
 児童を養育するひとり親に対し、申請に基づき審査を経て支給されます(父子も対象)。
手当月額(所得額によって異なります)

第1子 9,990円～42,330円 第2子 5,000円加算 3子目以降 3,000円加算
母子および父子家庭等医療費助成事業(内線572) 対象：18歳になった最初の3月まで
 ひとり親およびその児童に、入院または通院による医療費(保険診療分)がかかった場合、申請に基づき審査を経て医療費の一部を助成する制度です。

特別児童扶養手当(内線182) 対象：20歳の誕生日まで
 精神または身体に一定以上の障害がある児童に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。
手当月額 1級該当の児童1人につき 51,500円 2級該当の児童1人につき 34,300円

ひとり親家庭自立支援事業(内線287)
 ひとり親や寡婦を対象に、自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動に関する支援をしています。
 ■生活相談 ■就労相談 ■資格取得等支援・情報提供 ■母子・父子福祉資金、寡婦福祉資金に関する相談
 母子・父子自立支援員が対応します【要予約】 午前 10:15～12:00 午後 13:00～17:00

こども医療費助成制度(内線342) 4月1日より、こども医療費助成制度が新しくなりました!

年齢	通院費	入院費
0歳～小学校就学前	全額助成(保険適用額)	全額助成
小学生	1人1ヵ月1医療機関につき1,000円を差引いて支給	(食事療養費や高額療養費、附加給付金等を控除した保険適用額)
中学生	助成なし	

沖縄県内の契約医療機関で受診した場合は通院費・入院費ともに自動償還(※)での申請が可能です。
 (※)医療機関での申請を行うことで、市役所に領収書を提出しなくても自動的に登録口座へ振込がされる便利な制度です

4月1日より、こども医療費助成金受給資格者証が新しくなっております(長方形のオレンジ色)。受給資格者証の更新手続きが済んでいる方については、3月後半にお子様の住所地へ新しいカードを送付しています。更新手続きがまだの方は、児童家庭課にて更新手続きを行ってください(必要書類についてはお問い合わせください)。

問合せ：児童家庭課(上記の各内線番号までお問い合わせください)

児童福祉週間(5月5日～5月11日)

2016年度 全国児童福祉週間標語 最優秀作品
「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」
 (増戸 遥さん 13歳 福島県)

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、国や地方公共団体、学校、児童福祉施設等および地域社会等が一体となり、児童福祉の理念の普及・啓発や子どもたちを対象としたいろいろな催しが行われます。各家庭でも、子どもの夢、未来の希望など親子で話し合う機会を設けましょう。



児童福祉週間の取り組み

- こいのぼり掲揚式
 4月20日(水) 10時～ 市役所本庁玄関前
- 児童センター・学童クラブ作品展
 4月18日(月)～5月6日(金) 市民ギャラリー

問合せ：児童家庭課 内線284

ファミリー・サポート・センターをご存知ですか

「子育て」って思ったよりしんどい時ってありますよね。ひとりで背負ってはいませんか。そんな時、ファミリー・サポート・センターを利用してみませんか。
 ■保育所・幼稚園などの開始前や終了後の預かり。
 ■保育所・幼稚園・学童クラブへの子どもの送迎。
 ■傷病、看護、冠婚葬祭などの際の預かり。
 ■リフレッシュしたい時の預かり。
 ■産前産後の妊産婦さんで子どもの世話が出来ない時の預かり。・・・等々

★ファミサポではサポーターさんを“大募集”しています★
 ファミリーサポートは有償ボランティアです。お仕事としてではなく子育てに困っている方のお手伝いです。
 <現在の会員数>
 おねがい会員(子育ての援助をしてほしい方)・・・1156名
 まかせて会員(子育ての援助をしたい方)・・・80名
 どっちも会員(両方できる方)・・・71名
 ※平成28年度保育サポート養成講座は、6月～7月を予定しています。詳細は市報5月号およびホームページに掲載しますのでご覧ください。

問合せ：ファミリーサポートセンター 内線458